

令和7年度 I L C 講演会等講師派遣事業実施要領

(趣旨)

第1 本要領は、県内の高等学校及び高等専門学校（以下「高等学校等」という。）が開催する I L C 講演会等への講師の派遣に必要な事項を定める。

(講演会等)

第2 本事業の対象とする講演会等は、県内の高等学校等が開催する、I L C に関連する内容の講演会、研修会、ワークショップ、サイエンスコミュニケーション等とする。

(実施計画書の提出)

第3 I L C 講演会等への講師の派遣を希望する高等学校等は、I L C 講演会等実施計画書を県に提出するものとする。

(事業の内定)

第4 県は、第3により提出された実施計画書に係る講演会等に講師を派遣することが適当と認められる場合は、当該高等学校等に対し実施を行う旨の通知を行うものとする。

(謝金及び旅費)

第5 講師に対する謝金及び旅費は県が負担するものとし、この場合の謝金及び旅費の額は以下による。

(1) 謝金

謝金の額は、「講習会等の講師に対する報償費の支給基準について」（昭和50年1月17日人第427号）による。

(2) 旅費

旅費は、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃）、現地経費、宿泊料とし、県の規定により支給する。

(講師派遣依頼書の提出)

第6 県から第4の通知を受けた高等学校等は、講師を依頼しようとする専門家等と講演等に関する調整を行い、内諾を得た場合は、県に I L C 講演会等講師派遣依頼書を提出するものとする。

(事業の決定及び講演依頼)

第7 県は、第6により提出された講師派遣依頼書により講師を派遣することが適当と認められる場合は、講師派遣依頼書記載の専門家等に対し講師を依頼するものとする。

(完了報告)

第8 事業を実施した高等学校等は、事業完了後速やかに I L C 講演会等完了報告書を県に提出するものとする。